

北上市個人情報保護法施行細則の一部を改正する規則

北上市個人情報保護法施行細則（令和４年北上市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第１号（第３条関係） 〔略〕 ３ 本人確認等	様式第１号（第３条関係） 〔略〕 ３ 本人確認等
〔略〕	〔略〕
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険被保険者証</u> ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
〔略〕	〔略〕
〔略〕 保有個人情報開示請求書の記入について １～３ 〔略〕 ４ 「３ 本人確認等」 （１）市の窓口に来庁して開示請求する場合 本人確認のため運転免許証、 <u>健康保険の被保険者証</u> 、個	〔略〕 保有個人情報開示請求書の記入について １～３ 〔略〕 ４ 「３ 本人確認等」 （１）市の窓口に来庁して開示請求する場合 本人確認のため運転免許証、個人番号カード（個人番号

人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

(2)・(3) [略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

保有個人情報の開示の実施について

1 [略]

2 市の窓口において開示を実施する場合

市の窓口に来庁して開示を受けることを希望された方は、この通知書のほか、運転免許証、健康保険証等の本人の確認のための書類をお持ちください。

[略]

3・4 [略]

様式第11号（第11条関係）

[略]

[略]

2 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☒健康保険被保険者証

☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

(2)・(3) [略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

保有個人情報の開示の実施について

1 [略]

2 市の窓口において開示を実施する場合

市の窓口に来庁して開示を受けることを希望された方は、この通知書のほか、運転免許証等の本人確認のための書類をお持ちください。

[略]

3・4 [略]

様式第11号（第11条関係）

[略]

[略]

2 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
[略]	[略]
[略] 保有個人情報訂正請求書の記入について 1 ～ 5 [略] 6 本人確認等 (1) 市の窓口に来庁して訂正請求する場合 本人確認のため運転免許証、 <u>健康保険の被保険者証</u> 、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。 (2)・(3) [略] 様式第18号（第17条関係） [略]	[略] 保有個人情報訂正請求書の記入について 1 ～ 5 [略] 6 本人確認等 (1) 市の窓口に来庁して訂正請求する場合 本人確認のため運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。 (2)・(3) [略] 様式第18号（第17条関係） [略]
[略]	[略]
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険被保険者証</u> ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
[略]	[略]
[略] 保有個人情報利用停止請求書の記入について 1 ～ 5 [略] 6 本人確認等 (1) 市の窓口に来庁して利用停止請求する場合 本人確認のため運転免許証、 <u>健康保険の被保険者証</u> 、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。 (2)・(3) [略]	[略] 保有個人情報利用停止請求書の記入について 1 ～ 5 [略] 6 本人確認等 (1) 市の窓口に来庁して利用停止請求する場合 本人確認のため運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。 (2)・(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。